

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1. 計画策定の背景と目的

本市は、平成19年4月に石巻市環境基本計画を策定し、総合的かつ計画的に環境保全に取り組んできましたが、その後、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

近年は、特に地球温暖化や資源の枯渇、物質循環や生態系の攪乱などにより影響を受ける範囲が地球全体に広がり、また、将来の世代に深刻な影響を与えかねない問題となっています。

これらは、私たちの将来の生活基盤を根底から揺るがすほどの問題があるにもかかわらず、その影響がすぐには目に見えにくく、かつ、様々な要因が複雑に絡んでいることが特徴です。これらの問題の多くは、以前に比べて便利で物質的に豊かになった私たち現代人のライフスタイルや、このような生活を支える大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会経済システムに起因しています。

環境問題の被害者であり加害者でもある私たちは、今、一人一人が環境問題について正しい知識を持ち、正しく行動する「環境市民」として生活していくことが、強く求められています。

さらに私たちは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心とする市街地の崩壊、災害廃棄物の処理、放射性物質影響対策、生活・自然環境への影響などの深刻かつ重要な課題に直面しています。このため、本市をはじめ被災市町村では、震災からの復興を進めながら、より良好な環境を創造していくことが求められています。

本計画は、本市の恵み豊かな環境の保全と創造に向けて、前計画期間中に生じた本市を取り巻く環境の変化や目標の達成状況などを踏まえて、平成28年度からの新たな目標と施策などを示すとともに、市民・事業者・市の各主体の自主的行動と協働により総合的・計画的に推進するものです。

## 2. 計画の位置づけ

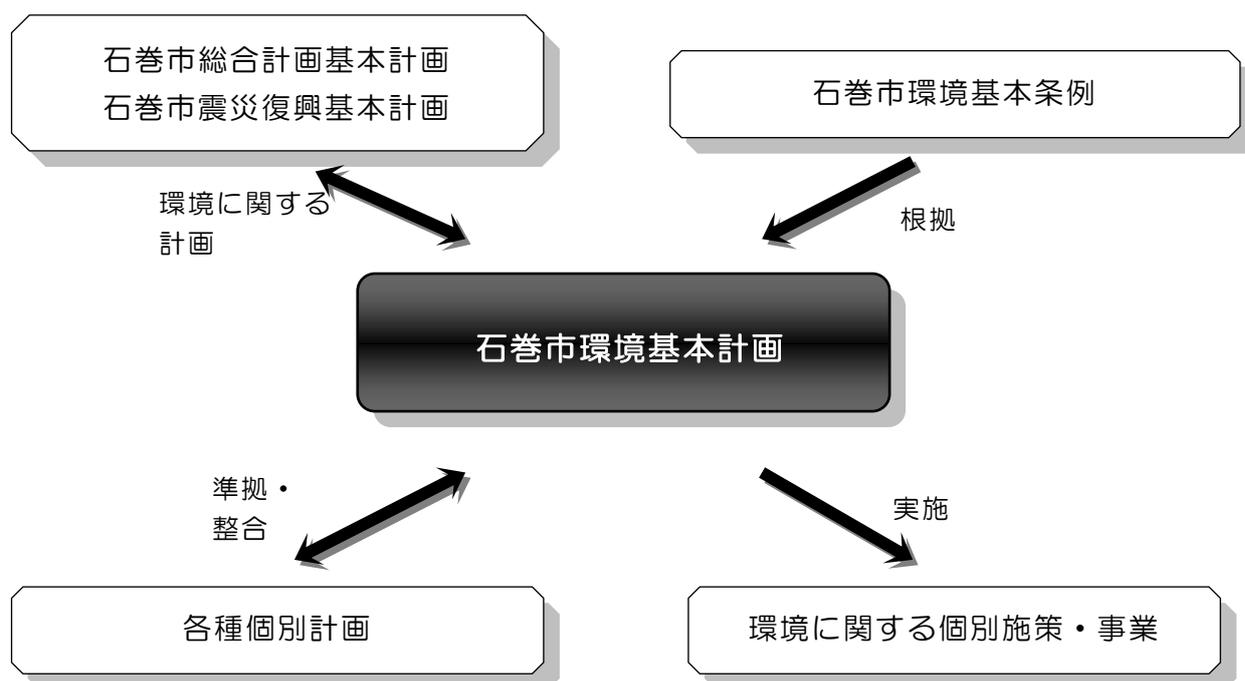
### (1) 「石巻市環境基本条例」に基づく計画

本計画は、「石巻市環境基本条例」第8条に基づき定められる、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ために策定する計画です。

### (2) 「石巻市総合計画基本計画」及び「石巻市震災復興基本計画」を環境面で担う計画

本計画は、本市のまちづくりに関する総合的な計画である「石巻市総合計画基本計画」(平成19～28年度)や東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げるための基本的な取組を定めた「石巻市震災復興基本計画」(平成23～32年度)を踏まえ、環境面から両計画を実現するための計画です。

また、本計画は環境面では最上位の計画であり、環境に関わる他の個別計画や個別施策・事業を策定・実施する際には、環境の保全及び創造の観点から本計画との整合を図っていくものです。



### (3) 計画期間・目標年次

本計画の計画期間は、平成 28 年度からの 10 年間とし、目標年次は平成 37 年度とします。その中で、具体的な施策や取組については、社会情勢や計画の進捗状況などを踏まえて、必要に応じて見直します。

### (4) 計画の対象地域

本計画は、石巻市全域を対象とします。ただし、水質汚染や大気汚染、地球温暖化問題など環境問題については、周辺地域のみならず地球全体にまで影響を及ぼす性質のものであることも考慮します。

### (5) 計画で対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境、環境教育など、幅広く環境を捉えることとします。

### (6) 計画推進の主体と役割

現代社会では、私たち一人一人の生活・経済活動が環境負荷の原因となっています。良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境基本条例で定めるように、「すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に」環境の保全及び創造に取り組むことが重要です。

そのため、本計画の主体は、市民、事業者、市を対象とします。石巻市環境基本条例では、各主体の責務が次の表のように定められています。

本計画では、各主体が実施すべき取組をより具体的に示します。

#### ■各主体の責務（石巻市環境基本条例による）

市民	<p>○市民は、（石巻市環境基本条例の）基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。</p> <p>○市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>
事業者	<p>○事業者は、（石巻市環境基本条例の）基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>○事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>
市	<p>○市は、（石巻市環境基本条例の）基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>

環境の保全及び創造の基本理念（石巻市環境基本条例より）

- （１）環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- （２）環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- （３）環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- （４）環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### 3. 計画の構成

#### (1) 石巻市が目指す環境像

本計画では、環境基本条例や総合計画を踏まえながら、東日本大震災からの復興を目指す本市が自然の恵みと厳しさの両面に対応しつつ自然と調和した都市を形成していくこと、地球上の資源を有効に利用していくこと、長期的な地域の発展と良好な環境の保全及び創造を目指す、望ましい環境像を次のように定めます。

## 水と緑の大地 新たなふるさとに

「水」は市内を流れる北上川や太平洋など生活に欠かせない水資源、「緑」は北上山地や牡鹿半島から連なる豊かな自然環境や生活に恵みをもたらす田園、「大地」は市民がしっかりと地に足をつけて生活している場、という次世代に守り伝えていくべき石巻市の空間的な豊かさを表現しています。

「新たなふるさとに」には、震災で被災した石巻市民は、元の場所に残る人も新たな場所に移転する人も、これから10年後に向かって自分たちが生活していくまちを新たに創っていく、という強い気持ちを込めています。

#### (2) 計画体系

本計画の体系は、「環境像」の下に「基本目標」、「施策の分野・環境目標」、「リーディング・プロジェクト」の4つの項目で構成しています。それぞれの項目の内容については、環境状況の変化や計画の進捗に合わせ、前計画から見直しを行いました。

なお、「リーディング・プロジェクト」は本計画を先導する象徴的な取組として位置付けています。

環境像

基本目標

水と緑の大地

新たなふるさとに

基本目標

1

多様な自然との共生

基本目標

2

環境負荷の低減

基本目標

3

循環型社会の構築

基本目標

4

低炭素社会の実現

基本目標

5

環境市民の育成

基本目標 1 から 4 までの共通基盤となる

## 施策の分野・環境目標

## リーディング・プロジェクト

- 1-① 自然環境 『豊かな自然環境を保全します』
- 1-② 都市環境 『身近に緑とふれあえる環境を創出します』
- 1-③ 地域景観 『地域らしさを活かした景観づくりを進めます』

①生物多様性  
地域戦略  
策定事業

- 2-① 大気環境 『きれいな空気や静けさを確保します』
- 2-② 水環境 『安全で清らかな水を確保します』
- 2-③ その他の環境負荷 『安全で快適な生活環境を確保します』

②航空機騒音  
対策事業

- 3-① 廃棄物 『ごみの減量化と適正処理に取り組みます』
- 3-② リサイクル 『資源のリサイクルを進めます』

③ごみ減量化  
推進事業

- 4-① 地球温暖化 『地球規模の視点を持ち、地域から地球環境を守ります』
- 4-② エネルギー 『省エネルギーの実践と再生可能エネルギーの導入に取り組みます』

④再生可能エ  
ネルギー導  
入推進事業

- 5-① 環境教育 『環境教育を推進し、環境市民を育成します』
- 5-② 環境保全活動 『協働による環境保全活動を展開します』

⑤環境教育モ  
デル形成事業

### (3) 計画を進行管理するための指標の設定

本計画は、市、市民、事業者の各主体がそれぞれに、また、連携・協働して取り組むものです。そこで、各主体の取組の進捗状況を把握し、共通の目標に向けて取組の効果を評価できるように、3つのタイプの指標（取組指標、環境指標、総合指標）を設定します。

#### ■取組指標

各主体に期待される個々の取組が着実に実行されているかどうか、取組の実績を客観的に測る指標です。取組の進捗状況を図るとともに、下記の環境指標の変化の要因を検討する手がかりとなります。

#### ■環境指標

取組を実行した結果、実際に環境が良くなっているかどうか、「環境像」に近づいているかどうか、目標の達成状況を測る指標です。環境指標は、個々の取組の効果を検証するとともに、取組を見直す基準にもなります。

#### ■総合指標

環境の状態や取組を代表的に示す指標や、環境保全に関する取組、環境の状態などがどのように捉えられているかを示す市民の満足度など、各基本目標の達成度をわかりやすく示す指標です。総合指標は、計画の進行状況や環境の状態を総合的に評価するために重要な指標となります。

※なお、施策の分野によっては、全てのタイプの指標を設定しない場合もあります。

